

〈史料紹介〉

アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著 『高貴なる用語の解説』 訳注（４）

谷 口 淳 一 編

はじめに

本稿は、アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー（Aḥmad Ibn Faḍl Allāh al-'Umari）著『高貴なる用語の解説』（*al-Ta'rif bi-al-muṣṭalaḥ al-ṣarīf* 以下『高貴なる用語』と略）のアラビア語原典からの日本語訳注である。本稿では、al-Droubiの校訂本111頁冒頭から130頁7行目までのテキストに対する訳注を掲載する。著者および本書とそのテキストなどに関しては、訳注（１）の「はじめに」を参照されたい。なお、訳文中にある〔 〕は、校訂およびその底本であるL写本の頁を表記する以外に、テキストにない語句を補って訳した場合にも用いている。また、原文の単語をローマ字で転写して提示する場合、原則として単数形を示した。ただし、単数形にすると意味が変わってしまう用語や、句や文を提示する場合は、原文の形のまま転写した。

今回訳出した部分は、「第2章 委任状、任命書、委託状、裁定書、布令、布告の慣例」の冒頭部分から始まる。最初に各文書の定義が示された後、委任状から順に書式が説明される。ただし、布告（manšūr）のみはこの部分に説明がない。これは、ここでの布告がそれ以外の種類の文書とは性質が異なるからであろう。ウマリーの説明による限り、委任状から布令までは辞令と命令が一体となったような文書で、文書の種類と様式は名宛人の地位に応じて異なる。すなわち、委任状（'ahd）はカリフまたは王という最高権力者に対して出され、任命書（taqlid）は上位のナーイブ（総督）やワズィール（宰相）、大カーディー（首席裁判官）など国家の要職への任命に際して発行される。委託状（tafwīd）は一般のカーディーに対して、裁定書（tawqī）は支配に関わる下位の者に対して、それぞれ発行される文書で、支配に関わらない事項については布令（marsūm）が発行されるということである。ただし、これらの区分は厳密に守られていたわけではないようで、ウマリーの考えとは異なる区分についても言及されている。

一方、布告と訳した manšūr は、マムルーク朝時代には、イクター授与を示す文書を指すことが通例であり、ウマリーの説明からもそのように読み取れる〔佐藤次高1986：139頁注39；本訳37-38頁〕。このように、布告と他の文書とでは発行目的がかなり異なる。後述のように、他の文書の本文に当たる「指示部分」が布告には含まれないという相違点も、発行目的の違いに起因しているように思える。

各文書の名称は、「状」あるいは「書」という語を補った以外は、序文に含まれる目次を

訳した際の訳語〔訳注（１）：31頁〕を踏襲している。manšūrのように、当初の訳語が必ずしも最適な選択ではないと思われる語もあるが、重要な用語についてはできるだけ訳語を統一するという原則を優先し、訳語を大きく変更することは見合わせた。

各文書の説明に続いて、文書の種類に応じた用紙の判型と書体の規則、内容証明文の文言が説明される。その後に、布告以外の文書に記載される指示部分（waṣīya）、すなわち職務あるいは命令の内容を記した本文に相当する部分の提示が続く。比喻に満ちたサジュウ体で書かれているため難解な箇所もしばしば見られるが、マムルーク朝下の様々な役職の職務内容をうかがい知ることができる興味深い部分である。ウマリーが先立って述べているように、指示部分の提示にはかなりの紙幅が割かれており、我々が用いている校訂本では84頁にも及ぶ〔121-207頁〕。今回の公刊範囲には、カリフまたは王（スルターン）、ナーイブ、ワズィール、城塞のナーイブ、ウスターズダールの各職に対する文書の指示部分が含まれている。

我々は、2003年7月から「イスラーム世界における書記とその伝統研究会」と称して、1年間に10回程度の研究例会（輪読会）を開催し、『高貴なる用語』を読み進めてきた。今回の公刊部分は、2009年10月から2010年7月にかけて実施した計10回の例会（第72回～第81回）で読んだ部分に相当する。この期間の研究例会で訳注作成を担当したのは、伊藤隆郎、近藤真美、篠田知暁、清水和裕、二宮文子、横内吾郎の各氏（五十音順）と谷口の7名である。この7名全員が今回の編集作業に携わり、各担当者が作成した訳文と注を見直して訳語や表記の統一を行った。作業は7人で分担したが、最終的な確認と編集および「はじめに」の執筆は谷口が担当した。

2007年度より、我々の研究会はNIHUプログラム「イスラーム地域研究」の活動の一部として実施しており、本稿はその研究成果の一部でもある。

『高貴なる用語の解説』（４）

アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー

〔txt. 111；ms. 48a〕

第2章 委任状、任命書、委託状、裁定書、布令、布告の慣例

〔txt. 112；ms. 48b〕

以下のことを知るように。これらは何種類にも分けられる。

委任状（‘ahd）は、カリフからは〔次の〕カリフあるいは王に宛てられるもので、カリフまたは王のみが出す。それは主権者（mustaqill）から後継者に宛てて書かれる。先代からの委任状なしでカリフになった者には誓約状（mubāya‘a）が書かれ、それは起こったことが書かれ〔追認され〕ることを意味する。カリフや先代の王からの委任状なしで王になった

者には通例、誓約状が書かれることはない¹⁾。

任命書 (taqlid) は、上位のナーイブやワズィールなどの王権の守護たちのみに宛てられるもので、大カーディー宛にも出されることがある。一般のカーディー宛のものは委託状 (tafwīd) としか呼んではならない。近年、文書を起草する者たちの多くがそれを裁定書 (tawqī) と呼び、その利点について指摘する。しかし私はこれを委託状としてのみ書くということを知るように。下位のナーイブたちについては、至高なる神が望まれるなら、裁定書のところで述べる。以上のことを知るように。

裁定書は、大事に関わるナーイブやそれよりも下位の者を含め、その地位が高かろうが低かろうが、公職を持つ者 (武官) 一般に出されている。しかし、この件に関しては一言述べたい。私の意見は次の通りである。大事に関わる者には委託状が、小事に関わる者には布令 (marsūm) が、最下位の者にも、剣が筆よりも優っているために、裁定書が出される。裁定書に関することは同様に²⁾、[ms. 49a] 許可証 (musāmaḥa) や確認証 (iṭlāqa) で書かれることにも当てはまる。[txt. 113]

布令は、支配権 (wilāya) とは関係しない小事について書かれるものである。それには、最重要事項に関するもので「慈愛あまねく慈悲ふかき神の御名において」の句で始まるものと、通行証 (waraqat al-ḡawāz fi al-ṭuruq) のような、さほど重要でない事項に関するもので、この句で始まらないものがある。ナーイブたちから発給される高き宝庫³⁾、穀物庫、厩舎、武器庫などについての確認証も同様である。

〔委任状〕

以上を理解したなら、かつての優れた書記たちの慣例によれば、カリフから〔次の〕カリフへの委任状が必ず次のような書き出しとなることを知るように。

これは、神の僕であり、その友である○○、アブー・○○、イマーム=○○、信徒の長が委任したことである。彼は、その息子——あるいは兄弟——であり、アミール、栄光に満ちた主人、宗教の宝庫、ムスリムたち〔が認めたカリフ〕の後継者、アブー・○○・○○——神が彼を強く支持し、明らかな支援をもって助け、彼によって信徒の長に喜びをもたらさん

1) al-Qalqaṣandīはこの部分を引用し、委任状なしで王になった者に誓約状も書かれないのは東方 (bilād al-mašriq) やエジプトでの慣例であり、西方 (bilād al-maḡrib) では、ほとんどの王が自分自身をカリフだと主張しているので、誓約状 (bay'a) が書かれると述べる [Ṣubḥ, v. 9 : 337]。

2) 校訂テキストでは dālīka とあるが、誤植である。諸写本およびペイルート版 [120頁] に従って ka-dālīka と読む。

3) al-ḥizāna al-'āliya. この宝庫がスルターン金庫とも言うべき存在であったことについては、例えば Ṣubḥ, v. 11 : 94, 120 - 121 を参照のこと。ハースス庁が創設されると、高き宝庫の権限の多くはそちらに移され、高き宝庫は大金庫 (al-ḥizāna al-kubrā) という別称とは裏腹に、実際には賜衣など限定された物を管轄するだけとなった [Masālik/Sayyid : 61 ; Ṣubḥ, v. 4 : 31, v. 11 : 336 - 337]。ハースス庁については、本誌39頁注32を参照。

ことを——に〔諸事を〕委任した。

この後、各書記はあらん限りの力を尽くして、以下のように書く。

さて、信徒の長は、貴殿のために唯一なる神を称え、その預言者であり、我々の主人であるムハンマド——彼に祝福と平安があらんことを——に祝福があるように祈る。

さらにこの後に、神に捧げる言葉（ḥuṭba）を記し、その中で神を称える言葉（taḥmid）を7度にわたって述べる。それから、適切な言葉が続き、委任する者の後継者に対する考え、後を託される者の栄光に満ちた様子を描写し、次のように書く。[txt. 114；ms. 49b]

ウンマの安寧と人々の公益のために、至高なる神に導きを求め、時間をかけて熟慮し、考えを述べ、有識者に諮問した結果、ウンマの諸事、俗世と宗教の公益に携わるのに彼よりも相応しい者がいない——以下、似たような表現が続く——とわかったので、自らに任じられていることすべてについて後事を彼に委任し、彼を任命した。

そして「委任された者は、それを了承した」と書かれ、相応しい美しい表現と見事な言葉が来る。

カリフから王へ書かれるもの

これについての古人たちの方式は、上記のものに近い。カーディー・ファーディル⁴⁾は、アサド・アッディーン・シールクーフ⁵⁾と、彼の甥マリク・ナースイル・サラーフ・アッディーン⁶⁾への委任状をそれに従って書き、我が師シハブ・アッディーン・アブー・アッサナー・マフムード・ハラビー⁷⁾は、アーディル・キトブガー⁸⁾と、マンスール・ラーズーン⁹⁾への委任状を同じように書いた。

4) al-Qāḍī al-Fāḍil, Muḥyī al-Dīn ‘Abd al-Raḥīm al-Baysānī. ファーティマ朝やサラーフ・アッディーンに仕えた書記。596/1200年没 [研究篇：179頁；“al-Qāḍī al-Fāḍil,” EI2]。

5) Asad al-Dīn Šīr-kūh. ザンギー朝のヌール・アッディーンによってエジプトに派遣された将軍。ファーティマ朝のカリフ＝アディードのワズィールに任じられた。564/1169年没 [研究篇：180頁]。彼への委任状は *Ṣubḥ* に引用されている [*Ṣubḥ*, v. 10 : 80–90]。

6) al-Malik al-Nāṣir Ṣalāḥ al-Dīn. 訳注（１）32頁注12参照。

7) Šihāb al-Dīn Abū al-Ṭanā’ Maḥmūd al-Ḥalabī. マムルーク朝時代の詩人、法学者、書記。644/1246–47年生、725/1325年没。マムルーク朝文書庁に長年仕えた [研究篇：180頁]。

8) al-‘Ādil Kitbugā. マムルーク朝スルターン。在位694～696/1294～1296年。彼への委任状は *Ṣubḥ* に引用されている [*Ṣubḥ*, v. 10 : 47–53]。

9) al-Manṣūr Lāḡīn. マムルーク朝スルターン。在位696～698/1296～1299年。彼への委任状は *Ṣubḥ* に引用されている [*Ṣubḥ*, v. 10 : 53–58]。

イブン・ルクマーン¹⁰⁾について言うと、彼はザーヒル・バイバルス¹¹⁾に宛てられた委任状を神に捧げる言葉で始めたが、イブン・ルクマーンは「この書き方に従う」根拠にはならない。序列 (qadr) の本質を知らない者が彼の書き方にとらわれないように、私はそれについて述べているのである。ただし、ファーディル・ムフイー・アッディーン・ブン・アブド・アッザーヒル¹²⁾は、マンスール・カラーウーン¹³⁾に対して書かれたものの中でそれに従った。

王から王へ¹⁴⁾書かれるもの、たとえば後継者¹⁵⁾や小地域を単独で支配している者については、彼らへの委任状は必ず神に捧げる言葉で始められる。その中で神を称える言葉が多いほど格が高い。なぜならそれは、恩寵の度合いの強さを示すからである。[txt. 115]

人々の間には、カリフから王へ書かれる [ms. 50a] ラカブに関しては二つの流儀がある。一つめは、「スルターンにして、最も光栄に満ちた主人、マリク・○○、学識を有し、公正なる者——一単語からなるラカブおよび複数の単語が組み合わされたラカブのうち相応しいものが続く——」と書かれるものである。近年の者たちは、王に対しては、「高貴なる——あるいは気高き、もしくは高きのいずれか——立所」と書き、[続けて書くのは] 一単語からなるラカブに限っている。私は一つめの見解を採っており、それに則って書いている。

王から、後継者や小地域を単独で支配している者へ書かれるものについては、「高貴なる——あるいは気高き、もしくは高きのいずれか——立所」と書き、[続けて書くのは] 複数の単語が組み合わされたラカブではなく一単語からなるラカブに限る。

しかしながら、以上のことについては、かつては厳格であった。つまり、王に対しては、カリフの官衙から与えられたラカブが過不足なくそのまま書かれたのである。

任命書

これは、必ず「神に称えあれ」の句を含む神に捧げる言葉によって始められ、例外はない。その後「さて (ammā ba'du)」と述べられ、任務と被任命者の現状、適任者に関する理想像、そして、この被任命者以上に相応しい者はいないということが述べられる。次いで「被任命者の」名前が挙げられ、そして、彼が先に描写された人物、あるいは先に示された人物であると知らしめることが述べられる。そして、「高く、庇護者にして、スルターンである、

10) Ibn Luqmān. 訳注 (3) 24頁注32参照。

11) al-Zāhir Baybars. マムルーク朝スルターン。在位658～676/1260～1277年。彼への委任状は *Ṣubḥ* 他に引用されている [*Ṣubḥ*, v. 10 : 111 - 116 ; 研究篇 : 181頁]。

12) al-Faḍīl Muḥyi al-Dīn b. 'Abd al-Zāhir. マムルーク朝に仕えた書記、文人。620/1223年生、692/1292年没 [研究篇 : 181頁 ; "Ibn 'Abd al-Zāhir," EI2]。

13) al-Manṣūr Qalā'ūn. マムルーク朝スルターン。在位678～689/1279～1290年。彼への委任状は *Ṣubḥ* 他に引用されている [*Ṣubḥ*, v. 10 : 116 - 120 ; 研究篇 : 181頁]。

14) この部分は校訂テキストでは li-l-m-w-l-k となっているが、諸写本より li-l-mulūk の誤植と判断される。

15) この部分の校訂テキストで wulāt al-uhūd wa wa al-munfaridin と wa が重複しているのは、諸写本より誤植と判断される。

マリク・○○の高貴なる命令で書かれた」と述べられ、「このように任命される」あるいは「このように委託される」と宣言される。前者の方が権威が高い。この後、当該の任務に沿った必要事項が、ある場合は全体的に、ある場合は個別に指示され、至高なる神を恐れつつ、その任務を〔誠実に行うように〕注意が喚起される。最後は、援助、支持、増加、〔ms. 50b〕成功や〔txt. 116〕それに類する表現を用いた被任命者のための祈願で終えられる。そして「上記の高貴なる書〔を見た〕後、それを知る全ての者のたどるべき道は、それを行うことである」と述べられる。

優れた書記たちには、以上のことについて幾つもの手法がある。そして驚嘆するほどの多様性があり、ありふれた表現は稀である。このことに関する彼らの言葉を目にした者は、私の述べたことを理解し、私が曖昧なままにしたことさえはっきりするだろう。

任命書では、その表書きには、「○○に対するしかじかについての高貴なる任命書」と述べられる。

委託状

同様である。ただし、神に捧げる言葉の後に、「さて (wa-ba'du fa-inna)」とだけ述べられ、「任命される」とは述べられず、任命書より簡潔な点で異なる。そして〔宛先人の〕呼称の部分には、「○○に対するしかじかについての高貴なる委託状」と述べられる。

裁定書

上記の用例に倣う。その中では「委託される」、「定められる (yurattaba)」あるいは「決定される (yuqarrara)」と述べられる。そして表書きは、「○○に対するしかじかについての高貴なる裁定書」である。裁定書は、既に述べたように「神に称えあれ」で始められることがある。あるいは、「神を称える言葉の後に、さて」¹⁶⁾、「さて (ammā ba'du fa-inna)」もしくは「彼に最も相応しいことはしかじかである」など、これらと同様の内容を意味する言葉で、あるいは「その流儀が素晴らしく、その性質が称えられる者」など、これと同様の内容を意味する言葉で始められることがある。そしてこれらのうちで最も格が高い (akbar) のものは、「高貴なる——ここにスルターンであることを示すラカブが完全な形で入る——命令によって記された。神に称えあれ」で、最も格が低い (aṣḡar) のものは、「高貴なる命令によって記された」という言葉で始められることがある。この両者の間には段階がある。被任命者たちのうち、地位が低いと見なされた者に対しては、裁定書の最後に祈願がなされない。そして、裁定書は様々であるが、その末尾で「それを知る全ての者のたどるべき道は」〔ms. 51a〕とは述べられず、「上記の高貴なる書〔を見た〕後、その中に記されたことを実行せよ」とだけ述べられる¹⁷⁾。〔txt. 117〕

16) ammā ba'da ḥamdi Allāhi. この句については、訳注（１）53頁注133を参照せよ。

17) 任命書の末尾に記される「上記の高貴なる書〔を見た〕後、…それを行うことである」とい

布 令

上記と同様である。そしてその最も重要性に乏しいものの場合、末尾を長文にすることなく、「高貴なる命令——神がその誉れを増さんことを——によって記された」ととどめられる。それがナーイブたちから出された確認証の場合、「高き」とだけ書かれ、「高貴なる」は除かれる。以上のことを知るように。

そして以下のことを知るように¹⁸⁾。我が師シハープ・アッディーン・マフムード・ハラビー——神が彼に慈悲をかけんことを——は、任命書、もしくは裁定書の〔各部分が占める〕分量を配分したが、私はこの配分に不満である。私の見解では、神に捧げる言葉の中にある神を称える言葉ごと、神に捧げる言葉の分量を大胆に減らし、その後の部分を長文にするべきである。指示部分 (waṣīya) で多弁を弄すること (iṭnāb) は、栄光に満ちた力を持ち、強大な権力を持った者に対する場合以外に限る。よって指示部分〔を簡潔にする〕場合には、全体の最も重要な箇所に限るのが最も相応しい。その人徳が明らかであり、その知識が知られており、その経験が信頼されていること等が、簡潔にする理由となる。

書記は、上記のこと全てにおいて、彼自身の見解に従えばよい。それぞれの事例に、それに適した言葉がある。一人一人の衣服には、他の者には合わない決まったサイズがある。これで、わかっている者にとっては不足がなく、知っている者にとっては十分であろう。

布 告 (manšūr)

これは、アミールや兵団に対してイクター庁¹⁹⁾から支払われる、彼らへの俸給 (rizq) について書かれるものである。これについては、既に述べたものと同じである。ただし、布告はより簡潔で、その中に指示部分は記されない。そして多弁を弄することは、書記が果たすべき諸目的の中に入らない。任命書が書かれるに相応しい人物については、彼への布告は任命書に倣う。それ以下の者には、序列が最も低い者に至るまで、〔彼の序列に〕対応するものを用いる。ただし²⁰⁾、[txt. 118]「高貴なる命令によって記された」[ms. 51b]とは述べられず、用語上の通例では、布告の途中であれ最初であれ、「高貴なる命令が出された」²¹⁾と述

う文が簡略にされた形と考えられる。

18) 校訂テキストには i'mal とあるが、誤植であろう。諸写本に従い i'lam と読んで訳した。

19) diwān al-iqtā'. マムルーク朝期には diwān al-ğayš, もしくは diwān al-ğuyūš al-manšūra とも呼ばれ、軍人に対するイクターの授与を統括した。その長官は nāzir al-ğayš である [“Dīwān,” EI2]。

20) この「ただし (illā anna-hu)」に係る範囲については、解釈が分かれる。おそらく直前の、より序列の低い者に対する布告の説明を限定していると思われるが、布告全体に係ると解釈することも可能である。

21) 高位の者に対する布告で、「高貴なる/高き命令が出された」と述べられている例が, *Ṣubḥ*, v. 13 : 167ff に見られる。

べられる。四十人長の地位²²⁾の保持者や、それより下位であるが40人のタワーシー²³⁾を保有する者には全て、「神に称えあれ」と書かれる。十人長の地位の保持者や、四十人長の地位の下限に達しない者に対しては、「神を称える言葉の後に、さて」と書かれる。そしてハルカの筆頭やその兵团に対しては、〔布告の〕最初に「高貴なる命令が出された」と書かれる。

布告では、その終わりに内容証明文²⁴⁾が書かれることはない。一方、文書庁の書記は「以下が彼のイクターについて施行される」という自分の言葉までを書く。次に彼は、イクター庁すなわち軍務庁から出される内容を書いて、完成し、軍務庁ムラッバア文書²⁵⁾の日付を付す。布告はこのムラッバア文書の決定に基づいて書かれるのであり、以上に基づいて〔イクター収入の〕計算が行われるのである。

ここで知っておくべきことは、アミールは加増（ziyāda）や補填（ta'wīd）が決まった場合、もし彼が千人長かそれに近い立場であったならば、「神を称える言葉の後に、さて」と書かれ、それより下の四十人長以下ハルカ兵团までは「高貴なる命令が出た」と書かれる。またアミールが一つのイクターから別のイクターに移るときは、慣例として、これが初めてであるかのように、先に私が述べた通りに書くのである。

慣例では、千人長と四十人長に向けての上級の布告では、スルターンのラカブによる花押が「慈愛あまねく慈悲ふかき神の御名において」の句の上の空白行の上に付される。この花押を書くために、〔文書〕庁に専門の担当者が置かれている。そして書記が布告を起草すると〔txt. 119〕、この花押を一つ選んで布告に付すのである²⁶⁾。このことを知るように〔ms. 52a〕。

文書が記される用紙の断裁サイズ

委任状は全判紙に簡略トゥーマール書体²⁷⁾で書く。任命書は3分の2判紙か2分の1判紙

22) 校訂テキストには ṭ-l-b-ḥānāt とあるが、誤植であろう。諸写本に従い、ṭabl-ḥānāt と読んで訳した。

23) ṭawāsi. ここでは宦官ではなく、アイユーブ朝およびマムルーク朝の軍隊において存在した、ṭawāsiya と呼ばれる部隊の構成要素を指し、マムルークではない騎兵を意味する。この部隊はサラーフ・アッディーンの常備軍の大半を占めており、アイユーブ朝初期には軍隊の非常に重要な構成要素だったが、マムルーク朝期に入ると次第に衰退し、ほとんど史料に言及されなくなる〔Ayalon 1953 : 464 – 467〕。

24) mustanad. *Tatqif* : 89 – 92, Gecek 2001 : 72 – 73および松田俊道2010 : 83頁を参照。

25) murabba'a ḡayṣiya. ムラッバアとは、諸官庁が文書庁に文書の発給を依頼する際に、発給すべき文書の内容を記して当該官庁から文書庁へ回付する文書〔熊倉和歌子2009 : 68, 82頁注56 ; al-Baqli 1983 : 307 – 308〕。佐藤次高1986では、イクター授与の側面に注目して「イクター授与にかんする文書」と訳されている〔99, 199頁注37〕。

26) 「一つ選んで…付す」に相当するテキストについて。校訂119頁注1の指摘により、諸写本から ṭuḡrāwāt（花押）の後ろに wāḥida（一つ）を補うとともに alṣāqa（付す）に非分離形人称代名詞 ḥā を補った。

27) qalam muḥṭaṣar al-ṭūmār. Lane によれば、トゥーマール（ṭūmār）は本来書き物用の紙片や巻紙、パピルスのことであるが、qalam ṭūmār とは幅広の書体を指すようになった〔Lane : 1880〕。

に大スルス書体 (qalam al-tuṭṭ al-kabīr), 委託状や上級の裁定書・布令は2分の1判紙に軽スルス書体 (qalam al-tuṭṭ al-ḥafīf), それ以下の裁定書, 布令には3分の1判紙にタウキー書体 (qalam al-tawqī'āt), そしてこれ以下のものには常用判紙 (qaṭ' al-'āda) にリカー書体 (qalam al-riqā') を用いる。

このように布告の規則が秩序立てられている。これが達すべき終点であり, 細部については適切に類推せよ。神にこそ成功あり。

内容証明文

先に述べた通り, 布告ではその終わりに内容証明文が書かれることはなく, 裁定書や布令, ムラッバア文書, 諸文書 (kutub) においては, その書が記された所以が明示される。

内容証明文は, その証言 (šāhid) が, 高貴なるスルターン職のナース²⁸⁾の承知を得たものならば, 「守護たる〇〇たる高き指図 (iṣāra) によって。至高なる神がそれを高めんことを」という形に書く。

その証言が, 高きウスターズダール²⁹⁾の承知を得たものならば, 「アミールたる〇〇たる高き指図によって。至高なる神がそれを高めんことを」という形に書く。その証言が, 厩舎長³⁰⁾の承知を得たものならば, 「〇〇の厩舎長, アミールたる〇〇たる高き方の通達 (risāla) によって。神が彼への恩寵を倍增させんことを」と書く。

その証言が, ダワーダール³¹⁾の承知を得たものならば, 「〇〇のダワーダール=〇〇, アミールたる〇〇たる昂き座所の通達によって。至高なる神が彼を支えんことを」と書く。
[txt. 120]

その証言が [ms. 52b], 高貴なる文書庁の長官の承知を得たものならば, 「高貴なる布令によって」と書く。その証言が, 公正の館における書記 (muwaqqi') および高貴なる文書庁の長官の承知を得たものならば, 「公正の館の高貴なる布令によって」と書く。

その証言が, 高貴なるハーッス庁³²⁾, または神の支援を受けし軍務庁からのものであるならば, 「高貴なる布令によって」と書き, さらに「〇〇庁より」と書く。ただしこれは, ムラッバアの布令 (marsūm murabba') に限る書き方である。諸官庁の書記たちから〔伝達され〕承知された〔案件について〕文書庁で作成される文書には, 「高貴なる布令によって」とだけ書く。〔この文言は〕高貴なる文書庁の長官が承知する事柄について作成されるものと同様である。内容証明文が即座に遅滞なく理解されるために, この原則が全て〔の書類〕

28) nā'ib al-salṭana. この役職については, 本訳41-42頁および訳注(3)29-30頁を参照。

29) ustād al-dār. この役職については, 訳注(3)38頁注103を参照。

30) amīr aḥūr. スルターンの厩舎で飼育されている役畜の管理に責任を負う役職 [校訂: 131-134頁]。

31) dawā-dār. この職位については, 訳注(3)38頁注104を参照。

32) diwān al-ḥaṣṣ. スルターン=ナースイル・ムハンマドが第3治世に設置した官庁。財務系官庁ではあるが財務庁から独立した財源を持ち, その長官はスルターンに直属した [五十嵐大介2011: 9-10頁]。

に行き渡ることが、今や必須とされているのである。

嘆願書³³⁾に書き加えられる裁定書の内容証明文を記載する箇所は、用紙の１行目と２行目の間の右〔余白〕および日付の後の余白である³⁴⁾。

通行証³⁵⁾については、内容証明文は「高貴なる布令によって」とだけ書く。通行証におけるその記載箇所は、嘆願書に書き加えられる裁定書と同じである。成功を授ける神にかけて。
[txt. 121]

委任状、任命書、委託状、裁定書、布令において言及される指示部分の文

これは大きな範疇であり、それについて記すためには多くの言葉を要する。もしも、指示部分についての完全な説明を自らに課すならば、耐えられないほどの負担を我々は強いられることになる。そこで我々は、[ms. 53a] 見ようとする者の目を開き、無関心な者の注意を喚起するものとして、そのうちの重要なもののみを示し、概要を提示することにする。意欲ある者であれば誰であれ、その者のために泉が噴き出し流れとなるのである。

最初は、カリフから後継者あるいは王への委任状と、王から王への委任状である。それらは互いに近似しており、一つの区分に入る。

委任状の指示部分

至高なる神を畏れ、神の則と高貴なるシャリーアを実行し、神との契約を確固としたものとなし、神との約束を遂行すること。神の財³⁶⁾を神の権利に基づき徴収し、受け取る権利のある者のためにそれを支出すること。ジハードに努力し、アミールと兵団やアラブとトゥルクマーンとクルドの諸集団をよく監督すること。神の敵どもに対して陸海においてガズワを行い、遠かろうと近かろうと彼らを追い求めること。臣民を気遣い、諸地方を繁栄させ、街道の安全を守り、悪人の一味を震えあがらせる威厳を行き渡らせること。避難場所や城塞、砦、境域〔の防衛線〕を構築し、辺境と港を守ること。ウンマの意見 (kalimat al-umma) をまとめ、善行によって人々の心を敬虔なものにし、公正と正義〔へ導く〕ミナレットを建て、不正を働く者から奪って不正の被害者を助け、強者から奪って弱者を助けること。両聖地と向かうべき第３のモスクであるエルサレム³⁷⁾の安全を守り、毎年巡礼の例祭を実施し、

33) qışsa. 「物語」を意味するアラビア語。マムルーク朝では、軍人がイクターに関する要望を政府に提出する書類をこのように呼んだ [Subh, v. 13 : 154 ; al-Baqli 1983 : 274]。嘆願書に書き加えられる裁定書の内容証明文については、*Tatqif* : 148 – 149により詳しい説明がある。

34) 内容証明文を分けて書くのか、それとも同じ内容を繰り返して記すのか。あるいは、この２箇所のうちどちらかに書けばよいという意味か。解釈が分かれるところである。

35) waraqat al-tariq. 本訳33頁に見える waraqat al-ğawāz fi al-ṭurq と同様のものと考えられる。

36) māl Allāh. 神の名において国家が徴収する財貨、すなわちイスラーム法で認められている諸税のことであろう。

37) ムスリムが旅をして向かうべきモスクは、メッカ、メディナ、エルサレムにある３モスクのみであるというハディースを踏まえた表現 [研究篇 : 183頁 ; ハディース (プハーリー) : 1 卷 141 – 142頁]。

完璧な慣例に従って巡礼路 (sabil) を準備すること。預言者たち——彼らに祝福と平安があらんことを——の墓廟をできるだけ完璧に貴び敬い尊重するようにし、そこにいる管理人たちや下僕たちを気遣うこと。[txt. 122] 貨幣と取引の基準を正確なものとし、[ms. 53b] 支配下の各地に相応しい者を忍耐強く探し求め、より正当な権利を持つ者から順番に優先すること。ジハードを行う立場や奉仕する地位³⁸⁾についていた父を亡くした子孫に関する遺言や諸家の当主の末裔に関する遺言〔を執行し〕、正当な権利を持つ者たちに諸王が与えてきた規定の給金 (murattaba) やサダカからの給付金を、差し障りがない限り支出すること。諸々のワクフをしかるべく運営し、ワクフ〔の収益〕から、ワクフ設定者が定めた条件に即して、支出すべきものに対して支出すること。

考えた末に助言が必要になったならば³⁹⁾、考えを持っている人物に助言を求め努力する。駅通を設置し、情報をもたらす目〔となる者〕を配し、知らせを伝える舌〔となる者〕に語らせるように⁴⁰⁾。最重要なことから順番に始め、より適切なものから順に優先しながら、状況を詳しく調べ続け、物事に注目し続けるように。あらゆることについて、言行ともに立派であるように。以上のことすべてについては、不正の無い力、弱さの無いしなやかさ、熟考を伴わせるように。ただし、〔それを口実に〕猶予期間を弛んだまま過ごしてしまい、何も考えないという結末に至ってしまうことのないように。

上記以外に、上記と同じかそれに類した語られるべきことがある。

スルターン戦のナーイブに対する指示部分

彼には以下のことが指示されている。至高なる神を畏れ、シャリーアによる裁きを実行し、裁く者たちを援護し、その筆に助力するために剣を用いること。神の支援を受けし軍団を視察し、閲兵し、彼らを義務と義務以上の奉仕へと駆り立てること。〔人に合った〕職務を選び、各ワクフ設定者の条件に即してワクフを運営すること。諸地方を最もよく監督し、その国土を繁栄させ、その住民の心を喜ばせ、[txt. 123; ms. 54a] 慣れ親しまれているこの高貴なる御代の公正と善行から逸脱せぬよう財務に携わる役人 (mubāšir al-amwāl) を援護すること。彼のもとにあるものを堅持し、彼に命じられている⁴¹⁾あらゆる物事をうまく行うこ

38) 「ジハードを行う立場」とは政府に仕える軍人・兵士の立場を、「奉仕する地位」とは官僚の地位を表していると考えられる。

39) 「考えた末に助言が必要になったならば」の部分は、8世紀にイラクで活躍した詩人 Baššār b. Burd の詩からの引用 [研究篇: 183-184頁; “Bashshār b. Burd,” EI2]。

40) 「語らせるように」と訳出した部分は、校訂に従って tastaṇṭiq と3人称女性単数形として読むと、主語は「舌」となる。しかし、舌に語らせるのはこの文書の受取人なので、ここは yastaṇṭiq (未完了要求法3人称男性単数) と読んで、文書の受取人に対する間接命令と考えた。この部分は写本間に相違があり、B [f. 41b], D1 [f. 79b], Sh [f. 66a] の3写本は校訂と同様に綴るが、底本 (L写本) をはじめ D2 [f. 49a], F [f. 57a], Ld [f. 36b], S2 [f. 69a] の5写本には、最初の t/y を区別する弁別点がかかれていない。S1写本 [f. 81b] では yastaṇṭiq と綴られている。

41) 校訂テキストでは 'm-r とあり、非分離形代名詞 hu (彼に) が記されていないが誤植であろう。

と。情報を探求して提示し、彼に届く従うべき布令を施行し、布令の趣旨を遵守すること。難解な物事については何であれ、我々の高き見解という光に導きを求めること。彼にとってはその光で十分である。自らのイクターに相応しい子供を残して殺されるか死んだ兵士については、兵士の遺族を支えるために〔そのイクターを〕その子供に割り当てること⁴²⁾。

以下、〔しかるべき内容を述べるという〕目的を完全に達成し実行するこういった類の文言が〔引き続き〕述べられる。

ワズィールに対する指示部分

彼には以下のことが指示されている。至高なる神を畏れること。神は彼を監視し、彼にとっていかなる近しい者よりも近しい。神と対面し、着手した全ての物事が完了するよう神に懇願するように。王朝を強め⁴³⁾支える全ての物事に関して熟考するように⁴⁴⁾。公正を彼という土台の上に立つ根幹とし、彼自身のためにではなくスルターンのために万事を実行するように。私欲と、敵としてしか現れない我欲は脇に置き、彼を「長官 (ṣāḥib)」と呼ぶ者を信頼するように。

如何にして各種財貨を増大させ、かつ如何にして合法的貨幣 (dirham) に限定して国庫への疑惑を晴らすかを注視するように。神の支援を受けし軍団の食糧から禁じられた食べ物を排除するように。その食べ物は「太らせることも、空腹を満たすこともできず」[クルアーン：88章7節]、それで空腹を満たすことが禁じられているものとしてしか目に映らない。禁じられた食べ物には注意するように。これを食べさせて人を驚かせる輩は詐欺師同然である。[txt. 124] これを兵団に食べさせないように。禁じられた貨幣は戦うべき相手である⁴⁵⁾。[ms. 54b]

任免のしどころ、肥えさせたり痩せさせたりする塩梅をよく知るように。信頼できる有能な者とともにあり、富を有している者であっても不誠実な者を避けることがワズィールには課されているのである。また、能力がない者や、眼前に公益を見ていようとも、その公益との間に千もの隔たりがあるような者⁴⁶⁾に注意せよ。門前を清め、御簾を容易に〔上げるよう

ペイルート版130頁および底本をはじめとする各写本において 'm-r-h (amara-hu) と記されている。

42) ここで言う兵士とはハルカ兵士のことであろう。この一文はハルカ兵士にイクターの世襲を認めたもののよう読み取れる。

43) taṣuddu bi-hi al-dawlatu azra-hā. 『クルアーン』20章31節に類似する表現が見られる。

44) wa-l-yuḡil ra'ya-hu. 校訂テキストでは w-l-y-ḡ-l とあるが誤植であろう。ペイルート版131頁および底本をはじめとする各写本において w-l-y-ḡ-l (wa-l-yuḡil) と記されている。

45) 本段落に見える「禁じられた食べ物」とは、合法的でない貨幣、すなわち不正な手段で獲得された財貨によって購入された食べ物のことであろう。つまり、この段落では、兵士たちに対する俸給の財源を正当な手段で十分に確保することがワズィールの任務の一つとして示されていると考えられる。

46) 「眼前に公益を…隔たりがあるような者」の意味については、少なくとも次の二つの解釈が可能であろう。①優先順位をつけずに公益であれば何でも手を出してしまう者。②実行に移すべ

に〕し、最も重要な公益から順に優先しつつ、近くにあることよりも遠くにあることについて一層よく考え、自分の前にないことにも目の前にあることにも日夜目を配り、能力のないことが目の前で明らかになった者や、不実であることを自ら確認した者のみ交代させ、能力があることが目の前ではっきりとした者や、信頼のおけることを自ら確かめた者から、美しき見識を逸らさないように。

給付の件について最も正しい道をたどるように。給付は、我らの高貴なサダカと、先の王たちのサダカから支出されるものである。すなわち、裕福であっても権利のある者のもの、あるいは困窮極まっても (su'lūk) 適切であることがわかっている者のものである。同様にそれは、命令に従って亡くなった兵士の孤児や、〔そういった兵士〕と同じく我らが勝利の王朝に能う限り仕えた者の孤児のものでもある。それというのも、亡くなったそのような者のほとんどは、我々が孤児に惜しみなく与える恩給 (ma'rūf) と、支払う年金 (ġarin) しか孤児に遺せないからである。〔ただしそれでも〕父親が息子に遺す私有財産や設定されたワクフの多くよりも大いに有益である。[txt. 125]

我々が管理者である神の財の徴収に関心を向け、そのことに時間を費やし、器〔を満たす〕がごとく時間を満たし、また、繁栄せる国庫 (bayt al-māl al-ma'mūr) に支払われるべきものを絶やさず、国庫のものを使い尽くすことを許さないように。それは、〔適切な〕権利によってのみ物を得ることを我々が指示しているのと同様である。

我らの輝ける治世を、[ms. 55a] ワズィールの〔種々の〕裁定によって、消えることなく語り継がれるものとし、また徳行を残して、ワズィールの筆から〔実った〕徳行の美味い果実が収穫され続けるように。〔それは〕彼が、我らが王朝の薫風の一吹きにならんがためであり、我らが王朝は、彼がかきたてる雨雲を我がものとする。また彼が、我らが治世の善きことのひとつとなり、その中で我らとともに語られるときには、必ず「なんと素晴らしい王よ。そして何と素晴らしいワズィールよ」と言われるようにならんがためである。

城塞のナーイブに対する指示部分

ナーイブには、この城塞の維持が課されている。その城塞という守られた婦人は彼のもとに導かれ、彼の前ではベールを外し、その下では〔恵みの雨をもたらす〕雲で空が覆われている。また、その城塞の鍵は彼に手渡され、昂の印章指輪が錠前である。そして、彼のためには城塞のランプに火が灯されるが、戻ってくる旅人 (quffal) のために稲妻の〔如くきらめく〕燭台に火が灯されることはない。

城塞のナーイブは、以下のことから始めるように。城塞の建築物の改築、中庭の造営、アーチの補強といった、必要な建設作業。宝物庫内に無数にある貨幣の勘定。城塞内にいる兵士の目を、たとえ星々が眠らせようとしていたとしても、醒まさせること。その中にいる

き公益があるのに腰をあげようとしない者。

者たちの心を掴み、彼らを死の間際まで正しく適切に御すること⁴⁷⁾。彼らを全て服従させ、彼らが作物のよく育つ土地であると知ったならば、その中に厚遇の種を撒き、彼らを長く用いること。そうすれば、その土地は長年〔の厚遇〕に、しかるべきときに報いるであろう。

それから、この堅固な砦を、以下のものによって強固にするように。砦の倉庫に備蓄された物資によって。そして、砦に属する土地の繁栄によって得られる収入によって。そして、その投石機⁴⁸⁾によって。[txt. 126] その投石機の蠍は吊上げられることなく⁴⁹⁾、その周囲のものが保護されることなく、それを撃つ場所が反撃を受けることなく、そして撃ち手は皆、そのザバーニヤ⁵⁰⁾の蠍の鋏を押し止めることなく、その矢⁵¹⁾は的を外すことなく、その星⁵²⁾は星々の間で隠れることがない。[ms. 55b]

そして、鍵のかかったその箱⁵³⁾に入った、送り付けられた試練については知られず、衣服の裾を手繰りあげたその足の腿にある、弛むことのない活力についても知られていない。その他、その投石機以外において引き絞られることはなく、その投石機の素晴らしさ以外のためには準備されることのない引き綱（ziyāra）についても知られていない。そして、その中より放たれ、岩（ṣaḥr）の中心を射抜き、大事な人を亡くした全てのハンサーを、サフルを悼んで泣かせる矢についても知られていない⁵⁴⁾。

そして同様に、〔以下のものによって強固にするように。すなわち、〕射手も力もない〔予備の〕、手で射る弓によって。矢筒——兵士はそれを矢で満たさんばかりにして、どれだけ朝を迎えたことか——によって。順境と逆境の双方のために保持され用意された軍備と軍装によって。城壁の腕輪たる広げられた防御幕⁵⁵⁾によって。その要塞たる婦人たちの手首には、あらゆる腕輪の他にも飾りがある。それを隠すりサームは聳える城壁の口〔の如き開口部〕

47) tadāruku baqīyati damā'i-him wa-talāfi-him. 難解な箇所。ここでは、兵士たちを犠牲の獣になぞらえ「彼らが死の間際に吐く息（damā'）の、その最後まで正しく適切に御する」と解釈した。しかし、tadāruk, talāfi には「損失などを補填する」という意味もあり、そこから「damā' を吐いて死んでしまった者の補充をする」と解釈することも可能である。また、写本では dāl の弁別点は記されていない。そこで、dimā'（血）と読み、さらに前の文にある「心（qalb）」を臓器のことと考えて「彼らの心臓を掴んでその最後の一滴まで用いる」という解釈も成り立つ。

48) manḡaniq. 投石によって攻撃する兵器。ただし、実際には石以外にも様々な投擲物が用いられたようである。

49) lā turqā 'aqāribu-hā. 蠍とは投石機の何らかの部位を指していると思われるが、はっきりしない。いずれにせよ、この表現は、投石機が作動していない状態を示しているのであろう。以下、投石機に関する比喩に富む難解な記述が次の段落まで続いている。

50) Zabāniya. この名前と呼ばれる天使たちが、『クルアーン』96章18節で言及されている。井筒訳では「地獄掛り」。Lisān によれば、罪人を地獄に追い落とす天使をこの名で呼ぶという [Lisān, v. 6 : 16 (z-b-n の項)]。

51) sahm. 投石機が石等を投擲するための腕のことか。

52) naḡm. 星形の弾丸か。

53) šundūq. 投擲のはずみをつけるための錘を入れる部分と思われる。

54) Ḥansā' とはアラブ女性の渾名で、イスラーム以前からイスラーム初期にかけて活躍した詩人 Tumādir bt. 'Amr はこの名で知られていた。彼女は兄弟の Mu'āwiya と Ṣaḥr のために詠んだ哀歌で名高い。この一文は、サフルが矢に射抜かれたという故事と、この名前が一般名詞としては砦を意味することを踏まえたものである [研究篇 : 184 - 185頁 ; "al-Khansā," EI2]。

55) sitāra. 城の防衛のために用いられる幕 [研究篇 : 185頁]。

に巻き付けられ、それを覆うヒジャーブ⁵⁶⁾は楽園⁵⁷⁾の高地の上に設えられる⁵⁸⁾。そしてこれ以外に、高い頂を保護し、戦闘のための拠点が設置される〔防護施設〕によって。

この全てを獲得し、そして強固にせよ。計算し、そして改善せよ。安全なときに、困難なときの備えをせよ。先達の高みに従って行動し、さらに良くせよ。

そして同様に、職人たちが必要とする物資や、実戦で豊富な検証を経ている防備強化に用いられる資材、〔txt. 127〕兵糧と糧食、そしていざという時のため確保することを常に考えておくべきものを備蓄するように。

これを多く求める者であれ。何よりもこのことを優先する者であれ。汝の兵士たちが絶えず心穏やかで、晴れやかな心持ちになり、雨を降らせる雲だけがその上にあるように。

城塞の慣習に従ってその門を開閉し、毎朝夕変わったことがないか調べ、〔ms. 56a〕警備の者を配置し、見回りを怠らせず、壁をよじ登ったり、盗みを働きかねない者に気をつけよ。

近隣の敵の様子をよく知り、絶えず見張って、すべての動きに対処できるように準備しておくこと。伝書鳩の当番を置け。ときには伝書鳩以外に、使者、知らせを伝える者、尋ねる者が見つからないこともあるから。我らが高き諸門に知らせを送れ。〔スルターンからの〕発信であれ返信であれ、汝に届く知らせを急いで受け取れ。知らせとその正しい内容を熟慮せよ。

ウスターズダールに対する指示部分

従者たちについて、どのような集団であれ職であれ調べ、必要に応じて奉仕させ、彼らの果たすべきことについて隈なく目を配るように。まずは提供される宴席、そこでの様々な食事、毎朝昼並べられる物、事前に決められない不測の事態 (ṭārī'a) に必要な備え、隠されたものが現れ、溢れる寛大さが満ちる寛大なる厨のこと、〔txt. 128〕その責任者 (amīn) たちと監査人 (mušrif) たちに適正な支出を監督させること、食料に悪いものが絶対に入らないようにすることへの配慮から始めるように。

次いで、飲み物のこと、幸いなる飲料貯蔵庫 (šarāb-ḥanāh) の門内にある素晴らしい食べ物、飲み物、〔ms. 56b〕どれほど望まれてもそこでしか見られないような貴重な物〔に配慮すること〕。また〔飲用に〕規則のある物、紅玉のような熾で火を入れた竈で調理される物⁵⁹⁾について医師たちに相談すること。スルターン (al-ḥāṣṣ al-šarīf) のための物と分配用

56) litām, ḥiḡāb のいずれもベールと訳されるが、前者はここで比喩的に述べられているように、特に顔の下部の口、時に鼻の頭までを覆うものである [“al-Lithām,” EI2]。

57) ḡurfa. 天上の楽園を指す別称の一つで、狭義には第七天のこと。非常に高い場所であることの謂であろう。

58) 以上の部分では、城塞は婦人に、城塞の防護施設は、婦人が身に着ける腕輪などの飾り、リサーム、ヒジャーブといった覆いに喩えられている。

59) テキストには、tušabbu li-ṭabḥi-hi min ḡamri al-yawāqīti wa kawānīnu-hā とあるが、kawānīnu-hā (その竈) の前にある接続詞の wa (と) は、諸写本には見られず、誤って挿入されたものと考えられる。したがって、この wa を除き kawānīnu-hā を tušabbu (点火される) の主語として読んだ。

の物、医師の書き付けがなければ出してはいけない物、信頼できる者にのみ渡される物を区別すること。

次いで、幸いなる衣類保管庫 (ṭišt-ḥānāh) [に配慮すること]。それは、衣類の倉であり、人々をひととき飾る物、香り付けに必要な道具、そこに収められる石鹸、薔薇水、香、その他道具に入れられることで豊かな香りが得られる物などのある場所である。またそこに雇われる者は、潔白であり、上品さと教養で知られ、慎み深く、任されたものと付き合う仲間に責任をもつことで知られる人であること。

次いで、敷物保管庫 (firāš-ḥānāh)、そこに置かれている天幕、旅行用と宮城 (maqām) 用の絨毯、その樟腦⁶⁰⁾ [の白さ] が黒檀の漆黒を銀のごとく輝かせる蠟燭 [に配慮すること]。[txt. 129]

次いで、幸いなる厩舎と早馬⁶¹⁾のグラームたち [に配慮すること]。ウスターズダール以外が彼らを使用することがあるとしても、また彼以外のところに彼らの居所や居場所があるとしても、彼らは彼の [管轄する] 員数のうちである。彼らを喜ばせるものや彼らを戦^{おの}かせるものは、彼の良き約束と厳しき脅し以外にない。

次いで、スルタンのラクダ舎⁶²⁾とそこにいるラクダ、放牧される群れや美しきラクダ、そしてそこに仕えるラクダ追い (sayrawān) と装具係 (mihmard)⁶³⁾、また2列や1列の隊列を組むラクダ (qīṭār) [に配慮すること]。この項目については、それが諸地域 (aqṭār) のうちに隠れてしまい、雨粒 (quṭār) が雨 (qīṭār) を呼び起こす雲の如く散らばっているので、その諸事を見守るよう十分に目を配ること。[ms. 57a] そしてウスターズダールは彼らに注意を払っておくように。というのは、彼らはキンタール単位⁶⁴⁾の金貨 ('ayn) を運んでいる最中に、目 ('ayn)⁶⁴⁾から僅かなコール墨を盗んでしまうからである。彼らからの要求に厚く応えるように。彼らのうち心の最も洗練された者を選ぶように。というのは、彼らは、あまりに長くラクダとともにいるので、ラクダに似て、ついには肝が厚くなるからである⁶⁵⁾。

働き手 (mu'āmil) の集団、牛とその世話をする者たち、羊の囲いとその雑用人や羊飼ひ、

60) kāfūrī. 樟腦入り蠟燭の意。

61) naḡḡāba. ラクダ等による公的な通信網。いわゆるバリード (barīd) に相当すると思われる [研究篇：186頁]。

62) munāḥ sultānī. ラクダを止める場所であり、ファーティマ朝の頃から、この名が多くの倉庫や保管庫に用いられている。そのなかには、ファーティマ朝カリフ宮廷で日常に消費される穀物の粉ひき場や、材木、鉄材、艦隊用の器具、武器などの保管庫があり、ここで働く粉ひき人、精肉職人、塗装人、服飾人、工人、武器職人などは十字軍からの捕虜であって、そこに居住していた [al-Baqlī 1983：331]。

63) これらの用語については、研究篇186頁を参照。

64) 金貨と目がともに 'ayn と呼ばれることを利用した修辞と思われる。コール墨は女性がアイシャドウに用いる。キンタールは重量単位で、エジプトでは約50kg 程度。

65) 「肝が厚くなる」とは、「悪意を持つ」「悪事を企てる」などを意味する常用句である [清水和裕2009：159-162頁]。研究篇186頁によれば、この部分は6世紀頃ジャーヒリーヤ時代のアラブ詩人 Imru' al-Qays 'Adī b. Rabi'a al-Taḡlibī, 通称 al-Muhalhil が詠んだ詩句「我らはラクダよりも肝が厚い」よりの引用である。

各種の寛大なる庫 (bayt karīm) とその要求を受けて求められるもの、スルターンのマムルークのなかのアミールたちに対する各月初日の手当 (nafāqa), 慣例に従って、もしくはその時の状況が必要とする場合に彼らの衣類 (kiswa) に支払われるもの〔に配慮すること〕。ウスターズダールの裏書きをとるべきものとして、領収書および彼が必要とみなす要求書 (istid'ā'). これは数えられないほど多い。これら全てを監督し、その諸事を注視するように。また不要なものを除き必要なもののみの要求を受け付けたり⁶⁶⁾、それを要求したりするように。彼は [txt. 130] 家の長 (kabīr al-bayt) であり、彼に全てのマムルークと使用人 (mustahdam) の事が帰せられる⁶⁷⁾。彼の命令によって、後にすべき者は後にし、先にすべき者は先にする。そういったことは、教えられるものではなく学ばれるものである。彼の杖はいずれにせよ、その者 (raqaba) たちに向けられ、寛恕と懲罰にまたがる。彼は、我らが彼を見、彼が我らを見る⁶⁸⁾ことができるように、我らの眼前に居り、我らには「弓二つほどの近さか、もっと近い」[クルアーン：53章9節] 近さがある。

神を畏れねばならぬ。この指示には十全な指示と完全な条件がある。それを命じること。そうすれば彼の杖は果敢であり、彼の命令は行き渡る。神が我らに委ねた、我らの家——神が我らの人生を長からしめて家を繁栄させ、その繁栄を増さんことを——における特別な諸事はいずれも、彼の采配 (tadbīr) に委ねられている。

66) mustad'in. これは10形の能動分詞であるため「要求する者」を意味するが、ここでは、「要求書を受けて要求を行う者」の意味に解する。

67) 「帰せられる」に相当する部分は、校訂テキストでは y-r-ğ-y と綴られているが、底本 (L 写本) に従い yargi'u とする。

68) 校訂テキストでは yarā-hu (彼を見る) となっているが、底本 (L 写本) に従い yarā-nā (我らを見る) とする。

参考文献および略称

『高貴なる用語の解説』活字本

al-'Umārī, Šihāb al-Dīn Aḥmad b. Yaḥyā b. Faḍl Allāh. *al-Ta'rīf bi-al-muṣṭalaḥ al-šarīf*. (『高貴なる用語』)

校訂：al-Ta'rīf bi-al-muṣṭalaḥ al-šarīf l-Ibn Faḍl Allāh al-'Umārī. (Vol. 2 of *A Critical Edition of and Study on Ibn Faḍl Allāh's Manual of Secretaryship "al-Ta'rīf bi'l-muṣṭalaḥ al-sharīf"*.) Ed. Samir al-Droubi. al-Karak: Mu'ta University, 1992.

ペイルート版：al-Ta'rīf bi-al-muṣṭalaḥ al-šarīf. Ed. Muḥammad Ḥusayn Šams al-Dīn. Bayrūt: Dār al-Kutub al-'Ilmiya, 1988.

『高貴なる用語の解説』写本

B : Ms. 8639. Deutsche Staatsbibliothek, Berlin.

D1 : Ms. Adab 57. Dār al-Kutub al-Miṣriya, al-Qāhira.

D2 : Ms. Adab 2134. Dār al-Kutub al-Miṣriya, al-Qāhira.

F : Ms. Arabe 5872. Bibliothèque Nationale, Paris.

L : Ms. 659. Karl Marx Universität, Leipzig.

Ld : Ms. Or. 352. Universiteit Leiden, Leiden.

S1 : Ms. Árabe 1639. Real Biblioteca del Monasterio, Escorial.

S2 : Ms. Árabe 1640. Real Biblioteca del Monasterio, Escorial.

Sh : Ms. Add. 7466 Rich. British Library, London.

『高貴なる用語の解説』訳注

訳注（１）：谷口淳一編「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著『高貴なる用語の解説』訳注（１）」『史窓』67号（2010年）：27-65頁。

訳注（２）：谷口淳一編「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著『高貴なる用語の解説』訳注（２）」『史窓』68号（2011年）：51-94頁。

訳注（３）：谷口淳一編「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著『高貴なる用語の解説』訳注（３）」『史窓』69号（2012年）：19-53頁。

辞典類

EI2 : Gibb, Hamilton Alexander Rosskeen, et al., eds. *Encyclopaedia of Islam*. New edition. 12vols. and index volume. Leiden: Brill, 1960-2009.

Lane : Lane, Edward William. *Arabic-English Lexicon*. 8vols. London, 1863-1893. Revised ed. 2vols. 1984. Cambridge: The Islamic Texts Society, 2003.

Lisān : Ibn Manẓūr, Ġamāl al-Dīn Abū al-Faḍl Muḥammad b. Mukarram. *Lisān al-'arab*. Ed. 'Alī Širī. 18vols. Bayrūt: Dār Iḥyā' al-Turāṭ al-'Arabī, 1988.

史料・史料訳注

クルアーン（井筒訳）：『コーラン』井筒俊彦訳，改版，全3冊，岩波書店〈岩波文庫〉，1964年。

クルアーン（藤本他訳）：『コーラン』藤本勝次他訳，全2冊，中央公論新社〈中公クラシックス〉，2002年。

クルアーン（三田訳）：『日垂対訳・注解 聖クルアーン』[三田了一訳]，改訂版，日本ムスリム協会，1982年。

ハディース（ブハーリー）：[ブハーリー]『ハディース』牧野信也訳，全6巻，中央公論新社〈中公文庫〉，2001年。

Masālik/Sayyid : al-'Umārī, Šihāb al-Dīn Aḥmad b. Yaḥyā b. Faḍl Allāh. *Masālik al-abṣār fī mamālik al-amṣār*. Ed. Ayman Fu'ād Sayyid. Cairo: Institut Français d'Archéologie Orientale du Caire, 1985.

Ṣubḥ : al-Qalqaṣandī, Šihāb al-Dīn Aḥmad b. ‘Alī. *Ṣubḥ al-a‘šā fī šinā‘at al-insā’*. 14 vols. al-Qāhira, 1913 – 1920. al-Qāhira: Wizārat al-Taḳāfa wa al-Iršād al-Qawmī, 1963.

Tatqīf : Ibn Nāẓir al-Ġayṣ, Taqī al-Dīn ‘Abd al-Raḥmān b. Muḥammad. *Kitāb Tatqīf al-ta‘rīf bi-al-muṣṭalaḥ al-šarīf*. Ed. Rudolf Veselý. Cairo: Institut Français d’Archéologie Orientale du Caire, 1987.

研究

五十嵐大介 『中世イスラーム国家の財政と寄進——後期マムルーク朝の研究——』 刀水書房, 2011年.

熊倉和歌子 「後期マムルーク朝におけるエジプト土地文書行政の諸相——オスマン朝期『軍務台帳』に見るマムルーク朝土地台帳とその利用——」 『お茶の水史学』 53号 (2009年) : 41 – 83 頁.

佐藤次高 『中世イスラーム国家とアラブ社会——イクター制の研究——』 山川出版社, 1986年.

清水和裕 「中世イスラーム世界の黒人奴隷と白人奴隷——〈奴隷購入の書〉を通して——」 『史淵』 146号 (2009年) : 153 – 184頁.

松田俊道 『聖カテリーナ修道院文書の歴史的研究』 中央大学出版部, 2010年.

Ayalon, David. “Studies on the Structure of the Mamluk Army II,” *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 15 (1953) : 448 – 476. Rpt. in *Studies on the Mamlūks of Egypt (1250 – 1517)*. London: Variorum Reprints, 1977 : I.

al-Baqlī, Muḥammad Qindīl. *al-Ta‘rīf bi-muṣṭalaḥāt Ṣubḥ al-a‘šā*. al-Qāhira: al-Hay’a al-Miṣriyya al-‘Āmma li-l-Kitāb, 1983.

Gacek, Adam. *The Arabic Manuscript Tradition: A Glossary of Technical Terms and Bibliography*. Leiden: Brill, 2001.